



鳥取県公報

令和3年11月5日（金）
第9348号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正（579）（税務課）・・・2 公共測量の終了（580）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 指定障害福祉サービス事業者の指定（581）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・7 土地改良区連合の役員の退任（582）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・7 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（583）（会計指導課）・・・・・・・・・・8
◇ 公 告	准看護師試験の実施（医療政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 大規模店舗の設置の届出（2件）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・10 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・11 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・12

告 示

鳥取県告示第579号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

令和3年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>様式第1号 (表面) 過疎地域における県税の課税免除に関する届出書 職 氏 名 様 年 月 日 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">届出者</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 80%;">資本金の額又は出資金の額</td> </tr> <tr> <td>取得等設備</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却設備の取得価格</td> <td>区分</td> <td>取得価額（千円）</td> <td>取得等設備の一部操業年月日</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>取得等設備の全部操業年月日</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	届出者	略	資本金の額又は出資金の額	取得等設備	略		特別償却設備の取得価格	区分	取得価額（千円）	取得等設備の一部操業年月日	略	略	略	取得等設備の全部操業年月日	機械及び装置			略		<p>様式第1号 (表面) 過疎地域における県税の課税免除に関する届出書 職 氏 名 様 年 月 日 住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 氏名 印 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">届出者</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 80%;">資本金の額</td> </tr> <tr> <td>新增設備</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却設備等の取得価格</td> <td>区分</td> <td>取得価額（千円）</td> <td>新增設備の一部操業年月日</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>新增設備の全部操業年月日</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置 (旅館業は記)</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	届出者	略	資本金の額	新增設備	略		特別償却設備等の取得価格	区分	取得価額（千円）	新增設備の一部操業年月日	略	略	略	新增設備の全部操業年月日	機械及び装置 (旅館業は記)			略	
届出者	略	資本金の額又は出資金の額																																					
取得等設備	略																																						
特別償却設備の取得価格	区分	取得価額（千円）	取得等設備の一部操業年月日	略																																			
	略	略	取得等設備の全部操業年月日																																				
機械及び装置			略																																				
届出者	略	資本金の額																																					
新增設備	略																																						
特別償却設備等の取得価格	区分	取得価額（千円）	新增設備の一部操業年月日	略																																			
	略	略	新增設備の全部操業年月日																																				
機械及び装置 (旅館業は記)			略																																				

構築物
略

(裏面)

備考

- 1 この届出書は、原則として、個人にあつては取得等した設備を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあつては取得等した設備を事業の用の供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
- 2 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 土地及び特別償却設備の明細書（別紙）
 - (2)～(14) 略

別紙

土地及び特別償却設備の明細書

- (1)～(3) 略
 (4) 構築物

名称	構造	用途	延床面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	取得方法	耐用年数 (年)	減価償却開始年月日	特別償却の有無
				・				・	
				・				・	
				・				・	
				・				・	
				・				・	

載不要)
略

(裏面)

備考

- 1 この届出書は、原則として、個人にあつては新増設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあつては新増設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
- 2 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 土地及び特別償却設備等の明細書（別紙）
 - (2)～(14) 略

別紙

土地及び特別償却設備等の明細書

- (1)～(3) 略

合計									

備考

1 (2)から(4)までについては、所得税法施行令第6条第1号及び第3号又は法人税法施行令第13条第1号及び第3号に掲げる固定資産について記載すること。

2 略

様式第2号

過疎地域における県税の課税免除に関する届出書
(畜産業又は水産業を行う個人用)

職 氏名 様

年 月 日

住所

氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

様式第2号の2

(表面)

促進区域における県税の課税免除に関する届出書

職 氏名 様

年 月 日

住所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

略

(裏面)

備考 略

別紙 略

備考

1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号及び第3号又は法人税法施行令第13条第1号及び第3号に掲げる固定資産について記載すること。ただし、事業の種類が旅館業の場合は、(3)の記載を要しない。

2 略

様式第2号

過疎地域における県税の課税免除に関する届出書
(畜産業又は水産業を行う個人用)

職 氏名 様

年 月 日

住所

氏名

㊞

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

様式第2号の2

(表面)

促進区域における県税の課税免除に関する届出書

職 氏名 様

年 月 日

住所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名

㊞

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

略

(裏面)

備考 略

別紙 略

様式第3号

(表面)

地方活力向上地域における県税の不均一課税適用申請書

職 氏名 様

年 月 日

住所

法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり県税の不均一課税の適用を申請します。

略

(裏面)

備考 略

別紙 略

様式第4号

(表面)

産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税申請書

職 氏名 様

年 月 日

住所

法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第2項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

略

山村振興特別償却設備の取得価額等	略	合計	常時使用する従業員の数	人

様式第3号

(表面)

地方活力向上地域における県税の不均一課税適用申請書

職 氏名 様

年 月 日

住所

法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり県税の不均一課税の適用を申請します。

略

(裏面)

備考 略

別紙 略

様式第4号

(表面)

産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税申請書

職 氏名 様

年 月 日

住所

法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第2項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

略

特別償却設備の取得価額等	略	合計	常時使用する従業員の数	人
	特別償却適用の有無	有 無	租 税 特 別 措 置	

--	--	--	--	--

(裏面)

備考

- この申請書は、原則として、個人にあっては新増設した設備を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあっては新増設した設備を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
- この申請書には、次の書類を添付してください。
 - 山村振興特別償却設備等の明細書（別紙）
 - ～(14) 略

別紙

山村振興特別償却設備等の明細書

- 略
- 建物及びその附属設備

略	減価償却開始年月日
	・ ・
	・ ・
	・ ・
	・ ・
	・ ・
	・ ・
	・ ・
	・ ・

- 機械及び装置並びに構築物

略	減価償却開始年月日	略
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

備考 略

様式第5号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

	及び適用条文	法第条第項		
--	--------	-------	--	--

(裏面)

備考

- この申請書は、原則として、個人にあっては新増設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあっては新増設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
- この申請書には、次の書類を添付してください。
 - 特別償却設備等の明細書（別紙）
 - ～(14) 略

別紙

特別償却設備等の明細書

- 略
- 建物及びその附属設備

略	減価償却開始年月日	特別償却の有無
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

- 機械及び装置並びに構築物

略	減価償却開始年月日	特別償却の有無	略
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

備考 略

様式第5号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

<p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p>氏名</p> <p>〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第3項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>備考 略</p>	<p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第3項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>備考 略</p>
--	---

附 則

この告示は、令和3年11月5日から施行する。

鳥取県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町
- 3 終了年月日 令和3年9月30日

鳥取県告示第581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月5日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社 すまいる・ ポッケ	大阪府堺市北区 南花田町548 -16	りあん・クール みりゅ〜	倉吉市上井町二丁目 1-2	就労継続支援B型	令和3年11 月1日

鳥取県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和3年11月5日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所
理 事 松 本 昭 夫 東伯郡北栄町江北671
令和3年10月22日退任

鳥取県告示第583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
健康増進に係る寄附金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
課長補佐 福光 康文
- 3 委任期間
令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和3年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

令和4年2月15日（火）午後1時30分から午後4時まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。ただし、(1)から(6)までに掲げる者で、鳥取県内に住民登録がない者については、鳥取県内の看護師等学校養成所（准看護師養成所を含む。）又は高等学校等（独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は鳥取県内の医療機関等に准看護師として就職することが内定している者に限る。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 - (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 - (5) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和4年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (7) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
令和3年12月6日（月）から同月9日（木）まで
なお、郵送による場合は、令和3年12月9日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）
- 7 受験願書の添付書類
- (1) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（令和4年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
 - (2) 4の(6)に該当する者であるときは、看護師国家試験受験資格認定書の写し
 - (3) 4の(7)に該当する者であるときは、鳥取県准看護師受験資格認定書の写し
 - (4) 鳥取県外の看護師等学校養成所（准看護師養成所を含む。）を卒業見込み又は卒業した者で鳥取県内に住民登録している者は、出願前6ヶ月以内に交付された住民票（「個人番号」を省略した住民票）
 - (5) 4の(1)から(6)までのいずれかに該当し、鳥取県内に住民登録がなく、かつ、鳥取県内の高等学校等を卒業し、鳥取県外の看護師等学校養成所（准看護師養成所を含む。）を卒業見込み又は卒業した者は、鳥取県内の高等学校等の卒業証明書
 - (6) 4の(1)から(6)までのいずれかに該当し、鳥取県内に住民登録がなく、かつ、鳥取県外の看護師等学校養成所（准看護師養成所を含む。）を卒業見込み又は卒業した者で、鳥取県内の医療機関等に准看護師として就職することが内定している者は、就職する予定の鳥取県内の医療機関等が発行した内定証明書
 - (7) 写真（出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校、養成所又は病院等の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、10の(5)の問合せ先に相談すること。）を添付すること。
- 8 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、6,900円とし、納付書により納付し、受験願書に納付済証を貼り付けること。
なお、受験料は受験願書の受付後は返還しない。
- 9 合格者の発表等
- (1) 令和4年3月15日（火）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲載するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込み、看護師国家試験受験資格認定を受ける見込み又は鳥取県准看護師受験資格認定を受ける見込みで受験したものについては、令和4年3月31日（木）（必着）までに修業証明書、卒業証明書、看護師国家試験受験資格認定書又は鳥取県准看護師受験資格認定書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。
 - (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第

19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙及び納付書は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、84円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形）を同封すること。
- (2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、令和3年12月9日（木）午後5時までに(5)の問合せ先に申し出ること。ただし、申出の内容によっては、試験実施上、配慮できない場合がある。
- (3) 災害の発生等によって試験の日時等を変更した場合は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページにその旨を掲載する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受験者はマスクの着用等必要な措置をとること。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7204）に問い合わせること。

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和3年11月5日から令和4年1月5日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和4年1月5日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模店舗の名称
（仮称）ドラッグコスモス南昭和町店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
倉吉市南昭和町66ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
1,915平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和3年12月31日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課（倉吉市東巖城町2）

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和3年11月5日から令和4年1月5日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和4年1月5日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信
岡山市中区清水369-2
- 2 大規模店舗の名称
ザグザグ倉吉市八屋店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
倉吉市八屋大通159-1ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
1,656平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和4年1月10日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課（倉吉市東巖城町2）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年11月5日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種類及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）
（1）法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
（2）許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和3年12月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
（1）講習時間 3時間
（2）講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
（1）講習受講手数料 3,000円
（2）納付方法
（1）に記載する金額を申請場所において納付すること。

6 携行品
筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和3年11月5日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年12月6日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和3年12月20日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年12月7日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年12月14日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を申請場所において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地进行を管轄する警察署に問い合わせること。